

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4635264号  
(P4635264)

(45) 発行日 平成23年2月23日(2011.2.23)

(24) 登録日 平成22年12月3日(2010.12.3)

(51) Int.CI.

FO2D 45/00 (2006.01)

F 1

FO2D 45/00 360B

請求項の数 2 (全 15 頁)

(21) 出願番号 特願2008-33559 (P2008-33559)  
 (22) 出願日 平成20年2月14日 (2008.2.14)  
 (65) 公開番号 特開2009-191743 (P2009-191743A)  
 (43) 公開日 平成21年8月27日 (2009.8.27)  
 審査請求日 平成20年9月26日 (2008.9.26)

(73) 特許権者 000005326  
 本田技研工業株式会社  
 東京都港区南青山二丁目1番1号  
 (74) 代理人 100077805  
 弁理士 佐藤 辰彦  
 (74) 代理人 100081477  
 弁理士 堀 進  
 (74) 代理人 100099690  
 弁理士 鶯 健志  
 (74) 代理人 100109232  
 弁理士 本間 賢一  
 (74) 代理人 100125210  
 弁理士 加賀谷 剛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】異常判定装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

車両のエンジンの始動時に該エンジンの作動に関連する温度を検出する温度検出手段の異常を判定する異常判定装置において、

該エンジンの停止時に電力を供給する電力供給手段と、

該エンジンの停止時に該電力供給手段から供給される電力により作動してエンジン停止の経過時間を測定する計時手段と、

該エンジンの始動後、該計時手段により測定される経過時間が所定の時間以上であるときに、該温度検出手段により検出される検出温度と所定の基準温度との差分を第1の判定閾値と比較して、該差分が該第1の判定閾値以上であるときには該温度検出手段が異常であると判定する異常判定手段と、

該エンジンが停止している時に該計時手段に異常があった場合にその異常を記憶する異常記憶手段と、

該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶している場合、該第1の判定閾値をこれより大きい第2の判定閾値に設定する設定手段とを備え、

該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶しているときには、該異常判定手段は、該計時手段により測定される経過時間に関わらず、該温度検出手段により検出される検出温度又は該検出温度と所定の基準温度との差分を、該第2の判定閾値と比較し、その結果に基づいて該温度検出手段の異常の有無を判定することを特徴とする異常判定装置。

**【請求項 2】**

車両のエンジンの始動時に該エンジンの作動に関連する温度を検出する複数の温度検出手段の異常を判定する異常判定装置において、

該エンジンの停止時に電力を供給する電力供給手段と、

該エンジンの停止時に該電力供給手段から供給される電力により作動してエンジン停止の経過時間を測定する計時手段と、

該エンジンの始動後、該計時手段により測定される経過時間が所定の時間以上であるときに、該複数の温度検出手段のうちの任意の2つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を第1の判定閾値と比較して、該差分が該第1の判定閾値以上であるときには該差分に關わる温度検出手段が異常であると判定する異常判定手段と、

10

該エンジンが停止している時に該計時手段に異常があった場合にその異常を記憶する異常記憶手段と、

該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶している場合、該第1の判定閾値をこれより大きい第2の判定閾値に設定する設定手段とを備え、

該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶しているときには、該異常判定手段は、該計時手段により測定される経過時間に關わらず、該2つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を該第2の判定閾値と比較して、該差分が該第2の判定閾値以上であるときに該差分に關わる温度検出手段が異常であると判定することを特徴とする異常判定装置。

**【発明の詳細な説明】**

20

**【技術分野】**

**【0001】**

本発明は、車両のエンジンの始動時に、該エンジンの作動に関連する温度を検出する温度検出手段の異常を判定する異常判定装置に関する。

**【背景技術】**

**【0002】**

近年、自動車の排気ガス対策装置における突発的故障等の異常を検知、監視し、該異常が発生したときには、警報を表示して運転者に該異常の発生を報知すると共に、故障内容を記憶保持する車載式故障診断システム（OBDシステム）が知られている。

**【0003】**

30

前記OBDシステムは、前記異常の検知、監視のために、エンジンの作動に関する温度を検出する複数の温度検出手段（以下、温度検出手段を温度センサと記載することがある）を備えている。前記エンジンの作動に関する温度としては、エンジン水温、吸気温、外気温、燃料温度、オイル温度、ラジエター温度等があり、該温度を検出するためにそれぞれ独立の温度センサが設けられている。

**【0004】**

前記OBDシステムが正常に作動するには、前記各温度を検出する温度センサが全て正常であることが必要である。そこで、通常、エンジンの始動時に前記温度センサの異常を判定する異常判定装置が知られている。

**【0005】**

40

前記異常判定装置では、エンジン停止の経過時間（ソーク時間）を測定するエンジンオフタイマを備え、イグニッションスイッチがONされ、かつ、該タイマにより測定されるエンジン停止の経過時間が所定時間以上であるときに、エンジンが始動されたものと判断する。前記エンジンオフタイマは、エンジン停止時には、エンジンの電子制御装置（ECU）とは異なる電源から電力が供給されるようになっている。

**【0006】**

ところが、前記エンジンオフタイマは、エンジン停止中にリセットされたり、電源からの電力の供給が停止されたりすると、前記エンジン停止の経過時間を正確に測定することができなくなる。この結果、前記異常判定装置は、エンジン始動時における前記温度センサの異常の有無を判定することができなくなるので、前記OBDシステムが誤作動する虞

50

がある。

#### 【0007】

そこで、従来、前記エンジンオフタイマが、エンジン停止中にリセットされたり、電源からの電力の供給が停止されたりした場合には、前記異常判定装置が前記温度センサの異常の有無を判定しないようにしたもののが知られている（特許文献1参照）。このようなものでは、前記温度センサが正常であるときには、前記OBDシステムの誤作動を防止することができる。

#### 【0008】

しかしながら、前記温度センサが異常である場合には、前記エンジンオフタイマが、エンジン停止中にリセットされたり、電源からの電力の供給が停止されたりしたときにも、一刻も早く該温度センサの異常を検知することが望まれる。10

#### 【特許文献1】特許第3531589号公報

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0009】

本発明は、かかる不都合を解消して、エンジンオフタイマが、エンジン停止中にリセットされたり、電源からの電力の供給が停止されたりしたときにも、エンジンの始動時に、該エンジンの作動に関連する温度を検出する温度検出手段の異常を判定することができる異常判定装置を提供することを目的とする。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0010】

本発明の第1の態様は、車両のエンジンの始動時に該エンジンの作動に関連する温度を検出する温度検出手段の異常を判定する異常判定装置において、該エンジンの停止時に電力を供給する電力供給手段と、該エンジンの停止時に該電力供給手段から供給される電力により作動してエンジン停止の経過時間を測定する計時手段と、該エンジンの始動後、該計時手段により測定される経過時間が所定の時間以上であるときに、該温度検出手段により検出される検出温度と所定の基準温度との差分を第1の判定閾値と比較して、該差分が第1の判定閾値以上であるときには該温度検出手段が異常であると判定する異常判定手段と、該エンジンが停止している時に該計時手段に異常があった場合にその異常を記憶する異常記憶手段と、該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶している場合、該第1の判定閾値をこれより大きい第2の判定閾値に設定する設定手段とを備え、該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶しているときには、該異常判定手段は、該計時手段により測定される経過時間に関わらず、該温度検出手段により検出される検出温度又は該検出温度と所定の基準温度との差分を、該第2の判定閾値と比較し、その結果に基づいて該温度検出手段の異常の有無を判定することを特徴とする。30

#### 【0011】

本発明の第1の態様の異常判定装置は、車両のエンジン停止時に電力を供給する電力供給手段を備えており、前記計時手段は、該電力供給手段から供給される電力により作動して、エンジン停止の経過時間を測定する。前記電力供給手段は、エンジンの電子制御装置（ECU）に電力を供給する手段とは別系統となっており、例えばバッテリが用いられる。40

#### 【0012】

本発明の第1の態様の異常判定装置において、前記異常判定手段は、前記エンジンの始動後、前記計時手段により測定されるエンジンの停止の経過時間が所定の時間以上であるときに、前記温度検出手段により検出される検出温度と所定の基準温度との差分を第1の判定閾値と比較する。このとき、前記所定の時間を、前記エンジンが停止してから十分に長い時間に設定しておけば、前記エンジンの各部の温度は外気により冷却されて、外気温とほぼ等しくなる。従って、前記温度検出手段が正常であれば、該温度検出手段により検出される検出温度も前記外気温とほぼ等しくなるはずである。一方、前記温度検出手段に50

異常があれば、該温度検出手段により検出される検出温度は、外気温とは異なる温度になる。

#### 【0013】

そこで、前記計時手段が正常に作動しているときには、前記異常判定手段は、前記検出温度と前記基準温度との差分を第1の判定閾値と比較して、該差分が第1の判定閾値以上であるときには該温度検出手段が異常であると判定することができる。ここで、前記基準温度は、例えば外気温とすることができる。また、前記第1の判定閾値は、例えば前記温度検出手段の検出誤差の最大値とすることができます。

#### 【0014】

しかし、前記計時手段に異常があったときには、前記エンジン停止の継続時間が不明になるので、前記エンジンの各部の温度が外気温とほぼ等しくなっている保証がない。前記計時手段の異常としては、前記エンジンの停止中に該計時手段がリセットされた場合、前記電力供給手段自体が停止されたり、交換のために取り外された場合等がある。

10

#### 【0015】

このとき、前記エンジン停止の継続時間が十分に長くなければ、前記エンジンの各部の温度は外気温まで冷却されておらず、外気温との間に差がある状態である。また、前記エンジンの始動後、ある程度の時間が経過すれば、前記エンジンの各部の温度は上昇し、外気温との差が大きくなる。この結果、前記温度検出手段が正常であっても、その検出温度と前記基準温度との差分が第1の判定閾値より大きくなり、該温度検出手段が異常であるかのように誤判定される虞がある。

20

#### 【0016】

そこで、本発明の第1の態様の異常判定装置は、前記エンジンが停止している時に前記計時手段に異常があった場合にその異常を記憶する異常記憶手段を備えている。そして、前記異常判定手段の作動時に前記異常記憶手段が前記計時手段の異常を記憶している場合は、前記設定手段が、第1の判定閾値をこれより大きい第2の判定閾値に設定する。

#### 【0017】

この結果、前記異常判定手段の作動時に前記異常記憶手段が前記計時手段の異常を記憶しているときには、該異常判定手段は、前記計時手段により測定される経過時間に関わらず、該温度検出手段により検出される検出温度又は該検出温度と所定の基準温度との差分を、該第2の判定閾値と比較し、その結果に基づいて該温度検出手段の異常の有無を判定する。

30

すなわち、前記異常判定手段は、前記検出温度自体を前記第2の判定閾値と比較して、該検出温度が該第2の判定閾値以上であるときに、該温度検出手段が異常であると判定する。或いは、前記異常判定手段は、前記検出温度と所定の基準温度との差分を求め、該差分を第2の判定閾値と比較して、該差分が該第2の判定閾値以上であるときに、該温度検出手段が異常であると判定するようにしてもよい。

#### 【0018】

このとき、前記検出温度または前記差分は、第1の判定閾値より大きくなっている可能性があるが、第2の判定閾値は第1の判定閾値よりも大きな値に設定されているので、前記異常判定手段は、該温度検出手段の異常を確実に判定することができる。

40

#### 【0019】

従って、本発明の第1の態様の異常判定装置によれば、エンジンが停止している時に前記計時手段に異常があったときにも、エンジンの始動時に、該エンジンの作動に関連する温度を検出する温度検出手段の異常を確実に判定することができる。

#### 【0020】

本発明の第2の態様は、車両のエンジンの始動時に該エンジンの作動に関連する温度を検出する複数の温度検出手段の異常を判定する異常判定装置において、該エンジンの停止時に電力を供給する電力供給手段と、該エンジンの停止時に該電力供給手段から供給される電力により作動してエンジン停止の経過時間を測定する計時手段と、該エンジンの始動後、該計時手段により測定される経過時間が所定の時間以上であるときに、該複数の温度

50

検出手段のうちの任意の 2 つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を第 1 の判定閾値と比較して、該差分が該第 1 の判定閾値以上であるときには該差分に関わる温度検出手段が異常であると判定する異常判定手段と、該エンジンが停止している時に該計時手段に異常があった場合にその異常を記憶する異常記憶手段と、該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶している場合、該第 1 の判定閾値をこれより大きい第 2 の判定閾値に設定する設定手段とを備え、該異常判定手段の作動時に該異常記憶手段が該計時手段の異常を記憶しているときには、該異常判定手段は、前記計時手段により測定される経過時間に関わらず、該 2 つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を前記第 2 の判定閾値と比較して、該差分が該第 2 の判定閾値以上であるときに該差分に関わる温度検出手段が異常であると判定することを特徴とする。

10

#### 【0021】

本発明の第 2 の態様の異常判定装置では、前記計時手段は、前記第 1 の態様と同様に、前記電力供給手段から供給される電力により作動してエンジン停止の経過時間を測定する。また、前記異常判定手段は、前記エンジンの始動後、該計時手段により測定されるエンジンの停止時間が所定の時間以上であるときに、前記複数の温度検出手段のうち任意の 2 つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を、前記第 1 の判定閾値と比較する。このとき、前記所定の時間を、前記エンジンが停止してから十分に長い時間に設定しておけば、前記エンジンの各部の温度は、外気により冷却されて外気温とほぼ等しくなる。

従って、前記 2 つの温度検出手段が共に正常であれば、該温度検出手段により検出される検出温度も前記外気温とほぼ等しくなるはずである。一方、前記 2 つの温度検出手段の少なくとも 1 つの温度検出手段に異常があれば、該温度検出手段により検出される検出温度は、外気温とは異なる温度になる。

20

#### 【0022】

そこで、前記計時手段が正常に作動しているときには、前記異常判定手段は、前記 2 つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を第 1 の判定閾値と比較して、該差分が第 1 の判定閾値以上であるときには、該 2 つの温度検出手段の少なくとも一方が異常であると判定することができる。

本発明の第 2 の態様では、互いに他方の温度検出手段により検出される検出温度を、前記第 1 の態様において検出温度の差分をとるための基準温度としており、前記第 1 の判定閾値は、例えば、前記 2 つの温度検出手段の検出誤差の最大値のうち、大きい方の値とすることができる。

30

#### 【0023】

しかし、前記計時手段に異常があったときには、前記第 1 の態様と同一の理由で、前記エンジン停止の継続時間が不明になるので、前記エンジンの各部の温度が外気温とほぼ等しくなっている保証がない。

#### 【0024】

このとき、前記エンジン停止の継続時間が十分に長くなければ、前記エンジンの各部の温度は外気温まで冷却されておらず、外気温との間に差があり、該各部の温度同士にも温度差がある状態である。また、前記エンジンの始動後、ある程度の時間が経過すれば、前記エンジンの各部の温度は上昇し、外気温との差が大きくなり、該各部の温度同士の温度差も大きくなる。この結果、前記 2 つの温度検出手段が共に正常であっても、相互の検出温度の差分が第 1 の判定閾値より大きくなり、該 2 つの温度検出手段の少なくとも一方が異常であるかのように誤判定される虞がある。

40

#### 【0025】

そこで、本発明の第 2 の態様の異常判定装置は、第 1 の態様と同様に、前記異常判定手段の作動時に、前記エンジンが停止している時に前記計時手段に異常があった場合その異常を記憶する異常記憶手段が、前記計時手段の異常を記憶しているときには、前記設定手段が前記第 1 の判定閾値をこれより大きい第 2 の判定閾値に設定する。

#### 【0026】

この結果、前記異常判定手段の作動時に前記異常記憶手段が前記計時手段の異常を記憶

50

しているときには、該異常判定手段は、前記計時手段により測定される経過時間に関わらず、前記2つの温度検出手段により検出される検出温度の差分を前記第2の判定閾値と比較する。そして、前記異常判定手段は、前記差分が第2の判定閾値以上であるときに、該温度検出手段が異常であると判定する。

このとき、前記差分は第1の判定閾値より大きくなっている可能性があるが、第2の判定閾値は第1の判定閾値よりも大きい値に設定されているので、前記異常判定手段は、該2つの温度検出手段の異常を確実に判定することができる。

### 【0027】

従って、本発明の第2の態様の異常判定装置によれば、エンジンの停止中に前記計時手段に異常があったときにも、エンジンの始動時に、該エンジンの作動に関連する温度を検出する複数の温度検出手段の異常を確実に判定することができる。10

### 【発明を実施するための最良の形態】

### 【0028】

次に、添付の図面を参照しながら本発明の実施の形態についてさらに詳しく説明する。図1は本実施形態の異常判定装置を備える自動車エンジンのシステム構成図であり、図2はエンジンの作動及び各部の温度と本実施形態の異常判定装置の作動とを説明するタイミングチャートである。

### 【0029】

図1に示す自動車エンジン1は、シリンダ内に燃料を直接噴射して圧縮着火するディーゼルエンジンであり、各気筒に燃料噴射弁2が設けられている。燃料噴射弁2は燃料パイプ3を介して燃料タンク4から供給される燃料をシリンダ内に直接噴射するものであり、開閉は電子制御ユニット（以下「ECU」という）5により制御される。20

### 【0030】

また、エンジン1は、シリンダ内で燃料と混合される空気を吸入する吸気管6と、該燃料の燃焼による排気ガスを排出する排気管7とを備えている。吸気管6には、上流側から順に、過給器8、過給器8で加圧された空気を冷却するインタークーラ9、吸入空気量を制御するインテークシャッタ（スロットル弁）10が設けられている。一方、排気管7には、上流側から順に、タービン11、排気ガス中のNOx、HC、COを浄化する触媒コンバータ12、排気ガス中のパーティキュレートを捕集するフィルター（DPF）13が設けられている。タービン11は、排気ガスの運動エネルギーにより駆動されて、過給器8に備えられたコンプレッサ14を駆動する。30

### 【0031】

また、排気管7は、排気還流通路15を介して吸気管6と接続されている。排気還流通路15は、タービン11の上流側から取り入れた排気ガスを、インテークシャッタ10の下流側に循環させるようになっており、図示しない排気還流制御弁（EGR弁）により排気還流量が制御される。前記EGR弁は、ECU5により制御される。

### 【0032】

また、エンジン1には冷却水循環通路16が設けられており、エンジン1に冷却水が循環されるようになっている。前記冷却水は、エンジン1で熱交換することにより加熱された後、冷却水循環通路16の途中に設けられたラジエータ17で冷却され、再びエンジン1に循環せしめられる。さらに、エンジン1は、その回転数を検知するために、クランク角度位置センサ18を備えている。40

### 【0033】

エンジン1においては、触媒コンバータ12及びDPF13が排気ガス対策装置として作用する。そして、触媒コンバータ12及びDPF13における突発的故障等の異常を検知、監視し、該異常が発生したときには、警報を表示して運転者に該異常の発生を報知すると共に、故障内容を記憶保持する車載式故障診断システム（OBDシステム）が、ECU5に組み込まれている。

### 【0034】

50

エンジン 1 は、前記 OBD システムで用いられるデータを採取するために、過給器 8 の上流側の吸気管 6 に外気温センサ 21、インタークーラ 9 の下流側の吸気管 6 に吸気温センサ 22、エンジン 1 の上流側の冷却水循環通路 16 にエンジン水温センサ 23、図示しないオイル循環系にオイル温度センサ 24 を備えている。また、燃料タンク 4 は燃料温度センサ 25、ラジエータ 17 はラジエータ温度センサ 26 を備えている。そして、各センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の検知信号が ECU 5 に送られるようになっている。

#### 【0035】

ECU 5 は、図示しない入力回路と、中央演算処理ユニット(CPU)27 と、CPU 27 で実行される各種演算プログラム及び演算結果等を格納するメモリ 28 と、図示しない出力回路とを備えている。前記入力回路は、各センサ 18, 21, 22, 23, 24, 25, 26 等から入力する検知信号波形を整形し、電圧レベルを所定レベルに修正し、アナログ信号値をデジタル信号値に変換する等の機能を有する。一方、前記出力回路は、燃料噴射弁 2、インテークシャッタ 10、タービン 11、コンプレッサ 14 等に制御信号を送信する機能を有する。

#### 【0036】

ECU 5 は、クランク角度位置センサ 18 から入力する検知信号からエンジン回転数を算出し、該エンジン回転数によりエンジン 1 の作動または停止を判断すると共に、エンジンオフタイマ 30 から入力する検知信号により、エンジン停止の経過時間を検出する機能を備えている。エンジンオフタイマ 30 は、エンジン停止時に電力を供給するバッテリ 31 を備えている。

#### 【0037】

また、ECU 5 は、CPU 21 を介して前記 OBD システムを作動させると共に、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の異常を判定する異常判定装置 32 を備えている。異常判定装置 32 は、エンジン停止時にエンジンオフタイマ 30 の異常があったとき、該異常を記憶する異常記憶手段としての異常メモリ 33 を備えている。

#### 【0038】

次に、図 2 を参照して、本実施形態の異常判定装置 32 の作動について説明する。

#### 【0039】

異常判定装置 32 は、エンジン 1 の始動時に各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の異常を判定するものである。前記異常の判定は、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の 1 つずつについて行ってもよく、任意の 2 つのセンサの組み合わせについて行ってもよい。

#### 【0040】

次に、異常判定装置 32 が、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の 1 つずつについて、前記異常判定を行う場合について説明する。

#### 【0041】

図 2 に示すように、エンジン 1 は、イグニッションスイッチがオフされることにより停止され、同時にエンジンオフタイマ 30 がリセットされる。エンジンオフタイマ 30 は、エンジン 1 の停止後、異常が無い限り、前記停止からの経過時間を計時している。エンジンオフタイマ 30 の前記異常としては、エンジン 1 の停止中にイグニッションスイッチがオン・オフされることによるエンジンオフタイマ 30 のリセット、バッテリ 31 のバッテリアップ、バッテリ 31 の取り外し等を挙げることができる。前記異常が生じた場合、該異常が異常メモリ 33 に記憶される。

#### 【0042】

次に、イグニッションスイッチがオンされることによりエンジン 1 が始動されると、次第にエンジン回転数が上昇する。そこで、ECU 5 は、クランク角度位置センサ 18 から入力する検知信号によりエンジン回転数を算出し、該エンジン回転数が所定の値以上になった時点で、エンジン 1 が作動状態であると判定する。エンジン 1 が作動状態であると判定されたならば、ECU 5 は、異常判定装置 32 に制御信号を送信することにより、各温

10

20

30

40

50

度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の異常を判定するための診断準備ステータスの立ち上げを指示する。

**【0043】**

ここで、異常判定装置 32 は、まず、前回イグニッションスイッチがオフされてエンジン 1 が停止された後、エンジンオフタイマ 30 の異常を異常メモリ 33 が記憶しているか否かを確認する。異常メモリ 33 がエンジンオフタイマ 30 の異常を記憶していないときは、異常判定装置 32 は、続いてエンジンオフタイマ 30 により計時されているエンジン 1 の停止の経過時間を検出する。

**【0044】**

そして、エンジンオフタイマ 30 により計時されているエンジン 1 の停止の経過時間が所定の時間以上である場合には、異常判定装置 32 は、前回エンジン 1 が停止された後、十分に長い時間が経過しているものと判断し、前記診断準備ステータスを立ち上げる。尚、このとき、同時にエンジンオフタイマ 30 によるエンジン 1 の停止の経過時間の計時が停止される。

**【0045】**

次に、異常判定装置 32 は、前記診断準備ステータスに従って、メモリ 28 に記憶されている各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の検出温度の最低値を更新する。

前回エンジン 1 が停止された後、十分に長い時間が経過していると、エンジン 1 の各部の温度は外気温とほぼ等しくなっており、図 2 に示すように、吸気温センサ 22 の検出温度  $t_2$ 、エンジン水温センサ 23 の検出温度  $t_3$  は、外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  とほぼ一致している。そこで、もし、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 が正常であれば、更新されたそれぞれの検出温度の最低値はいずれも外気温とほぼ等しくなる。尚、外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  は、イグニッションスイッチがオンされた後、一時的に上昇するが、これは外気温センサ 21 がホットワイヤ式エアフローセンサであるためであり、エンジン回転数が安定するに従って、実際の外気温を示すようになる。また、もし、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 のいずれかが異常であれば、異常な温度センサの更新された検出温度の最低値は外気温と異なる値になる。

**【0046】**

異常判定装置 32 は、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の検出温度の最低値が更新されたならば、前記診断準備ステータスを終了し、診断許可ステータスを立ち上げ、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の異常判定を実行する。このとき、異常判定装置 32 は、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の 1 つ、例えば、外気温センサ 21 を選択し、外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  を所定の基準温度と比較し、該検出温度  $t_1$  と該基準温度との差分を求める。前記基準温度としては、例えば、前記更新前にメモリ 28 に記憶されていたる更新前の外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  を、実際の外気温に仮定して用いることができる。

**【0047】**

次に、外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  と、前記基準温度との差分を、第 1 の判定閾値と比較し、該差分が第 1 の判定閾値以下であれば、外気温センサ 21 を正常と判断する。前記第 1 の判定閾値としては、外気温センサ 21 の検出誤差の最大値等を用いることができる。

**【0048】**

次に、異常判定装置 32 は、外気温センサ 21 以外の各温度センサ 22, 23, 24, 25, 26 の 1 つを順次選択し、外気温センサ 21 の場合と同じにして異常の判定を行う。このとき、外気温センサ 21 が正常であることが確認されているときには、外気温センサ 21 の検出温度  $t_1$  を前記基準温度として使用することができる。従って、各温度センサ 21, 22, 23, 24, 25, 26 の 1 つの選択に当たっては、まず、外気温センサ 21 を選択することが有利である。

**【0049】**

10

20

30

40

50

次に、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶しているときには、前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過しているという保証が無い。そこで、この場合には、異常判定装置32は、エンジンオフタイマ30により計時されているエンジン1の停止の経過時間に関わらず、前記診断準備ステータスを立ち上げ、同時にエンジンオフタイマ30によるエンジン1の停止の経過時間の計時を停止する。

#### 【0050】

次に、異常判定装置32は、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していない場合と全く同一にして、前記診断準備ステータスに従って、メモリ28に記憶されている各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値を更新する。

10

#### 【0051】

異常判定装置32は、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値が更新されたならば、前記診断準備ステータスを終了し、診断許可ステータスを立ち上げ、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の異常判定を実行する。このとき、異常判定装置32は、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していない場合と全く同一にして、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の1つ、例えば、外気温センサ21を選択し、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ を所定の基準温度と比較し、該検出温度 $t_1$ と該基準温度との差分を求める。

#### 【0052】

しかし、この場合には、前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過しているという保証が無いので、外気温センサ21の前記検出温度 $t_1$ は、実際の外気温よりも高くなっているものと予想される。そこで次に、異常判定装置32は、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ と、前記基準温度との差分を、第1の判定閾値よりも大きな第2の判定閾値と比較し、該差分が第2の判定閾値以下であれば、外気温センサ21を正常と判断する。前記第2の判定閾値は、CPU27により任意に設定することができるが、例えば、前記第1の判定閾値に経験的に導かれる数値を加えた値を等を用いることができる。

20

#### 【0053】

尚、本実施形態では、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ と、前記基準温度との差分を、第2の判定閾値と比較するようにしているが、検出温度 $t_1$ 自体を第2の判定閾値と比較するようにしてもよい。

30

#### 【0054】

次に、異常判定装置32は、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していない場合と全く同一にして、外気温センサ21以外の各温度センサ22, 23, 24, 25, 26の1つを順次選択し、外気温センサ21の場合と同様にして異常の判定を行う。このとき、外気温センサ21が正常であることが確認されているときには、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ を前記基準温度として使用することができる。従って、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の1つの選択に当たっては、まず、外気温センサ21を選択することが有利である。

#### 【0055】

前記異常判定において、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26のいずれかが異常であると判定された場合には、異常判定装置32は、該異常を運転者に報知する。前記報知の方法としては、ブザー、チャイム、音声等による聴覚的方法でもよく、液晶または発光ダイオード等を用いる視覚的方法でもよく、両者を併用してもよい。

40

#### 【0056】

次に、異常判定装置23が、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の任意の2つのセンサの組み合わせについて、前記異常判定を行う場合について説明する。

#### 【0057】

この場合、ECU5は、前記異常判定を各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の1つずつについて行う場合と全く同一の手順で、異常判定装置32に診断準備ステータスの立ち上げを指示する。

50

**【 0 0 5 8 】**

ここで、異常判定装置32は、まず、前回イグニッションスイッチがオフされてエンジン1が停止された後、エンジンオフタイマ30の異常を異常メモリ33が記憶しているか否かを確認する。異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していないときは、異常判定装置32は、続いてエンジンオフタイマ30により計時されているエンジン1の停止の経過時間を検出する。

**【 0 0 5 9 】**

そして、エンジンオフタイマ30により計時されているエンジン1の停止の経過時間が所定の時間以上である場合には、異常判定装置32は、前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過しているものと判断し、前記診断準備ステータスを立ち上げる。尚、このとき同時に、エンジンオフタイマ30によるエンジン1の停止の経過時間の計時が停止される。  
10

**【 0 0 6 0 】**

次に、異常判定装置32は、前記診断準備ステータスに従って、メモリ28に記憶されている各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値を更新する。  
。

前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過していると、エンジン1の各部の温度は外気温とほぼ等しくなっており、図2に示すように、吸気温センサ22の検出温度 $t_2$ 、エンジン水温センサ23の検出温度 $t_3$ は、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ とほぼ一致している。そこで、もし、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26が正常であれば、更新されたそれぞれの検出温度の最低値はいずれも外気温とほぼ等しくなる。また、もし、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26のいずれかが異常であれば、異常な温度センサの更新された検出温度の最低値は外気温と異なる値になる。  
20

**【 0 0 6 1 】**

異常判定装置32は、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値が更新されたならば、前記診断準備ステータスを終了し、診断許可ステータスを立ち上げ、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の異常判定を実行する。このとき、異常判定装置32は、まず、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26のうちの任意の3つの温度センサ、例えば、外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23とを選択する。尚、選択される3つの温度センサは、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の組み合わせに限定されることはなく、前記3つの温度センサの1つまたは2つ以上を、オイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26のいずれかで置き換えてよい。本実施形態では、次に、異常判定装置32が外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23とを選択した場合について説明する。  
30

**【 0 0 6 2 】**

次に、異常判定装置32は、外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23との3つの温度センサを2つずつ組み合わせ、それぞれの検出温度 $t_1$ ,  $t_2$ ,  $t_3$ の差分を求める。  
40

**【 0 0 6 3 】**

次に、外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23との3つの温度センサの2つずつの検出温度の差分を第1の判定閾値と比較し、該差分が第1の判定閾値より大きいか、第1の判定閾値以下かを判定する。前記第1の判定閾値としては、前記差分を求める各温度センサの検出誤差の最大値のうち大きい方の値等を用いることができる。  
。

**【 0 0 6 4 】**

このとき、前記判定は、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ と吸気温センサ22の検出温度 $t_2$ との差分 $|t_1 - t_2|$ 、吸気温センサ22の検出温度 $t_2$ とエンジン水温センサ23の検出温度 $t_3$ との差分 $|t_2 - t_3|$ 、外気温センサ21の検出温度 $t_1$ とエンジン水温センサ23の検出温度 $t_3$ との差分 $|t_1 - t_3|$ を、それぞれ第1の判定閾値と  
50

比較することにより行われる。そして、各差分  $|t_1 - t_2|$  、  $|t_2 - t_3|$  、  $|t_1 - t_3|$  と、第1の判定閾値との比較結果から、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の3つの温度センサの異常判定を行う。

#### 【0065】

次に、第1の判定閾値との比較結果と、それぞれの比較結果に対する異常判定結果とを表1に示し、それぞれのケースについて説明する。尚、表1の比較結果の欄において、「」はその差分が第1の判定閾値以下の値であることを示し、「×」はその差分が第1の判定閾値より大きな値であることを示す。また、表1の異常判定結果の欄において「」はその温度センサが正常であることを示し、「×」はその温度センサが異常であることを示す。

10

#### 【0066】

##### 【表1】

	比較結果			異常判定結果		
	$ t_1 - t_2 $	$ t_2 - t_3 $	$ t_1 - t_3 $	センサ21	センサ22	センサ23
ケース1	○	○	○	○	○	○
ケース2	○	○	×	×	○	×
ケース3	○	×	○	○	×	×
ケース4	×	○	○	×	×	○
ケース5	○	×	×	○	○	×
ケース6	×	○	×	×	○	○
ケース7	×	×	○	○	×	○
ケース8	×	×	×	×	×	×

20

30

表1において、ケース1のように、全ての組み合わせの差分が第1の判定閾値以下の値であれば、全ての温度センサ21, 22, 23が正常であると判定される。また、ケース8のように、全ての組み合わせの差分が第1の判定閾値より大きな値であれば、全ての温度センサ21, 22, 23が異常であると判定される。

#### 【0067】

次に、ケース5, 6, 7のように、全ての組み合わせのうち、2つの差分が第1の判定閾値より大きな値であれば、両方の差分に関係する検出温度が異常であり、その検出温度を検出した温度センサが異常であると特定することができる。例えば、ケース5では、差分  $|t_2 - t_3|$  と、差分  $|t_1 - t_3|$  とが第1の判定閾値より大きな値であるので、両方の差分に関係する検出温度  $t_3$  が異常であり、検出温度  $t_3$  を検出したエンジン水温センサ23が異常であると特定される。

40

#### 【0068】

次に、ケース2, 3, 4のように、全ての組み合わせのうち、1つの差分だけが第1の判定閾値より大きな値であれば、その差分に関係する検出温度のいずれかが異常であるが、どちらが異常かは特定できない。しかし、この場合、前記差分に関係する検出温度のいずれかが異常であることは確実であるので、安全のために両方の検出温度を検出した2つの温度センサが両方とも異常であると判定する。例えば、ケース2では、差分  $|t_1 - t_3|$  だけが第1の判定閾値より大きな値であり、外気温センサ21とエンジン水温センサ

50

23とのどちらが異常であるかは特定できない。しかし、安全のために、外気温センサ21とエンジン水温センサ23との両方が異常であると判定する。

#### 【0069】

次に、異常判定装置32は、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23以外のオイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26の異常判定を行う。ここで、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23のいずれか1つが正常である場合には、異常判定装置32は、前記オイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26の1つを順次選択し、前記異常判定を各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の1つずつについて行う場合と全く同一の手順で、選択された温度センサの異常の判定を行う。このとき、異常判定装置32は、正常な温度センサの検出温度 $t_1$ ,  $t_2$ , または $t_3$ を基準温度とする。  
10

#### 【0070】

また、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の全てが異常である場合には、異常判定装置32は、前記オイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26を2つずつ組み合わせ、それぞれの検出温度の差分を求める。そして、異常判定装置32は、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の異常判定と同様にして、オイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26の異常判定を行う。

#### 【0071】

次に、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶しているときには、前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過しているという保証が無い。そこで、この場合には、異常判定装置32は、エンジンオフタイマ30により計時されているエンジン1の停止の経過時間に関わらず、前記診断準備ステータスを立ち上げ、同時にエンジンオフタイマ30によるエンジン1の停止の経過時間の計時を停止する。  
20

#### 【0072】

次に、異常判定装置32は、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していない場合と全く同一にして、前記診断準備ステータスに従って、メモリ28に記憶されている各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値を更新する。

#### 【0073】

異常判定装置32は、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の検出温度の最低値が更新されたならば、前記診断準備ステータスを終了し、診断許可ステータスを立ち上げ、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26の異常判定を実行する。このとき、異常判定装置32は、異常メモリ33がエンジンオフタイマ30の異常を記憶していない場合と全く同一にして、各温度センサ21, 22, 23, 24, 25, 26のうちの任意の3つの温度センサ、例えば、外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23とを選択する。尚、選択される3つの温度センサは、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の組み合わせに限定されることはなく、前記3つの温度センサの1つまたは2つ以上を、オイル温度センサ24、燃料温度センサ25、ラジエータ温度センサ26のいずれかで置き換えてよい。本実施形態では、次に、異常判定装置32が外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23とを選択した場合について説明する。  
40

#### 【0074】

次に、異常判定装置32は、外気温センサ21と吸気温センサ22とエンジン水温センサ23との3つの温度センサを2つずつ組み合わせ、それぞれの検出温度の差分を求める。

#### 【0075】

しかし、この場合には、前回エンジン1が停止された後、十分に長い時間が経過しているという保証が無いので、外気温センサ21、吸気温センサ22、エンジン水温センサ23の各検出温度は、実際の外気温よりも高くなっているものと予想される。そこで次に、  
50

異常判定装置 3 2 は、外気温センサ 2 1 と吸気温センサ 2 2 とエンジン水温センサ 2 3 との 3 つの温度センサの 2 つずつの検出温度の差分を、第 1 の判定閾値よりも大きな第 2 の判定閾値と比較し、該差分が第 2 の判定閾値より大きいか、第 2 の判定閾値以下かを判定する。前記第 2 の判定閾値は、C P U 2 7 により任意に設定することができるが、例えば、前記第 1 の判定閾値に経験的に導かれる数値を加えた値を等を用いることができる。

#### 【 0 0 7 6 】

次に、異常判定装置 3 2 は、異常メモリ 3 3 がエンジンオフタイマ 3 0 の異常を記憶していない場合と全く同一にして、各差分  $| t_1 - t_2 |$  、 $| t_2 - t_3 |$  、 $| t_1 - t_3 |$  と、第 1 の判定閾値との比較結果から、外気温センサ 2 1 、吸気温センサ 2 2 、エンジン水温センサ 2 3 の 3 つの温度センサの異常判定を行う。

10

#### 【 0 0 7 7 】

外気温センサ 2 1 、吸気温センサ 2 2 、エンジン水温センサ 2 3 の 3 つの温度センサの異常判定後、異常判定装置 3 2 は、外気温センサ 2 1 、吸気温センサ 2 2 、エンジン水温センサ 2 3 以外のオイル温度センサ 2 4 、燃料温度センサ 2 5 、ラジエータ温度センサ 2 6 の異常判定を行う。オイル温度センサ 2 4 、燃料温度センサ 2 5 、ラジエータ温度センサ 2 6 の異常判定は、異常メモリ 3 3 がエンジンオフタイマ 3 0 の異常を記憶していない場合と全く同一にして行うことができる。

#### 【 0 0 7 8 】

前記異常判定において、各温度センサ 2 1 , 2 2 , 2 3 , 2 4 , 2 5 , 2 6 のいずれかが異常であると判定された場合には、異常判定装置 3 2 は、該異常を運転者に報知する。前記報知は、前記異常判定を各温度センサ 2 1 , 2 2 , 2 3 , 2 4 , 2 5 , 2 6 の 1 つずつについて行う場合と全く同一にして行うことができる。

20

#### 【 図面の簡単な説明 】

#### 【 0 0 7 9 】

【 図 1 】本発明の異常判定装置を備える自動車用エンジンのシステム構成図。

【 図 2 】本発明の異常判定装置の作動を説明するタイムチャート。

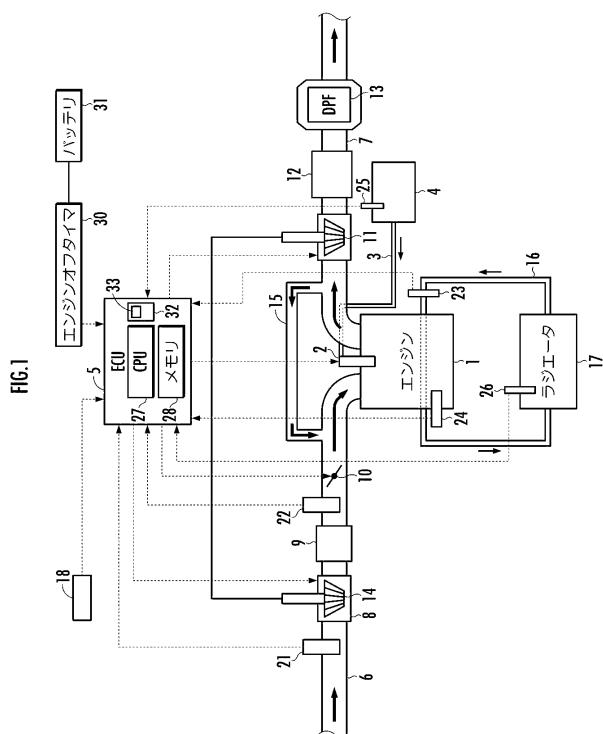
#### 【 符号の説明 】

#### 【 0 0 8 0 】

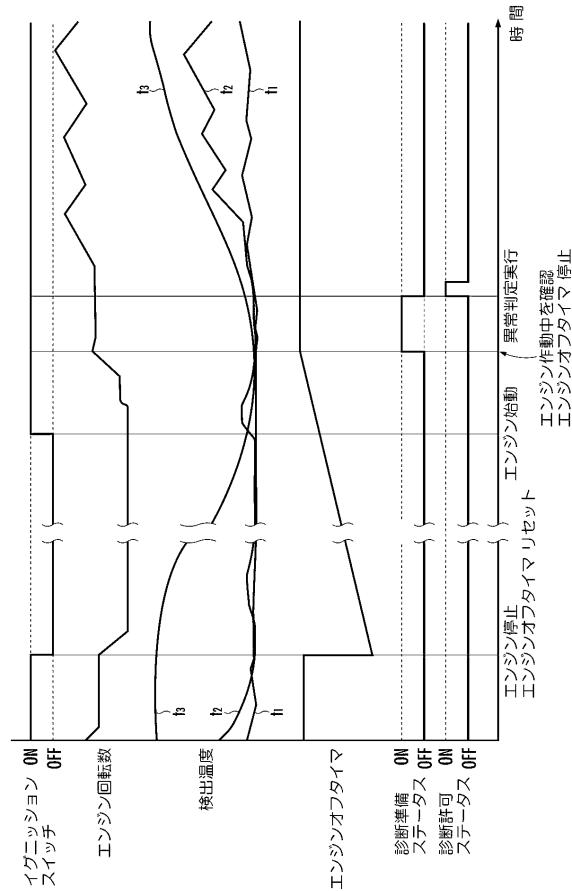
1 ... エンジン、 2 1 , 2 2 , 2 3 , 2 4 , 2 5 , 2 6 ... 温度検出手段、 3 0 ... 計時手段、 3 1 ... 電源手段、 3 2 ... 異常判定手段、 3 3 ... 異常記憶手段。

30

【 図 1 】



【 図 2 】



---

フロントページの続き

(72)発明者 大西 宏征

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社本田技術研究所内

(72)発明者 佐々木 裕二

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社本田技術研究所内

(72)発明者 岡安 孝治

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社本田技術研究所内

審査官 有賀 信

(56)参考文献 特開2002-014702(JP,A)

特開2000-230453(JP,A)

特開2003-286888(JP,A)

特開2000-282930(JP,A)

特開2004-339969(JP,A)

実開昭63-145137(JP,U)

特許第3531589(JP,B1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

F02D 43/00 45/00

F02D 41/00 41/40

F02D 13/00 28/00

F02D 31/00 39/10

G01M 15/00 15/14